

# 春日井市 自転車活用推進計画 について (今後のスケジュール)

1

## 1. 計画策定の背景

国による自転車活用推進計画の策定

- 自転車活用推進法の施行  
(平成29年度)
- 各自治体は、法に基づく計画の策定が求められた

県による自転車活用推進計画の策定

- 【理念】元気と暮らしやすさを育む安全で快適な自転車利用の推進
- ①自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成
  - ②自転車を利用した健康づくりによる「健康長寿あいちの実現」
  - ③サイクルツーリズムの促進による国内外から人が訪れるあいちの実現
  - ④自転車事故のない安全で安心な社会の実現

国、県の情勢を踏まえながら、春日井市の自転車交通空間のあり方を示す  
「春日井市自転車活用推進計画」の策定

2

## 2. 自転車活用推進計画とは

- ・ 計画には、以下の内容について定める必要があります。

### ■ 自転車活用推進計画に定める項目

- |                                |              |
|--------------------------------|--------------|
| ① 計画の目的・区域・期間の設定               | ② 計画の位置付けの整理 |
| ③ 現状及び課題の整理                    | ④ 計画目標の設定    |
| ⑤ 実施すべき施策、実施スケジュールの検討          |              |
| ⑥ 計画の推進体制、計画のフォローアップ及び見直し方法の検討 |              |

※計画は、地方公共団体（春日井市）が作成主体となります。

計画に位置づける施策等について協議会で協議することが必要とされています。

### 自転車活用推進計画の策定の位置付け

- ◎ 地方版自転車活用推進計画は、各地方公共団体における自転車に関する政策に関する最上位の計画として位置付ける、
- ◎ 地方版推進計画において、施策内容やその実施場所、推進主体、実施スケジュールなどできるだけ具体的に記載するとともに、計画の策定に当たっては関係する部局や団体などが連携することにより、計画の実現・実行可能性を高める

3

## 3. 今後のスケジュール

